

食物アレルギーのある幼児の  
保護者の皆さまへ

しんが保育園

## 当園における食物アレルギー対応について

平素は当保育園の保育・教育活動にご理解、ご協力いただきまして誠にありがとうございます。

食物アレルギー対応は、命に関わる内容であり、集団生活の場である施設での給食提供は安全を最優先に行う必要があります。当施設では、食物アレルギーについて次のような対応をしておりますので、保護者の皆さまの更なるご理解とご協力をお願いいたします。

### 《食物アレルギーの基本》

- 必ず医師の診断に基づき「食物アレルギー除去食届」を提出してください。

食物アレルギー除去食届は年度ごとに見直します。一年に一度は医療機関を受診し年度末に再提出をお願いします。大阪市からの指導により、記入については保護者の方ではなく、受診された医師に記入してもらってください。（費用については保護者負担となります）。

- 給食やおやつ提供は、原因食物の完全除去を基本とします。

給食やおやつは誤って食べたり、触れたり、吸い込んだり等による重大な事故を予防するために、完全除去を基本とさせていただきます。

重症の食物アレルギーなど、給食対応が難しい場合は、お弁当を持参していただくこともあります。

- 除去食変更、除去解除時は以下の書類を提出してください。

除去食変更時：食物アレルギー除去食届の再提出(主治医が記入)

除去食解除時：除去食物解除申請書(保護者が記入)

- 緊急時の具体的な手順は、緊急時対応マニュアルに沿って対応します。